

## ○紛争解決センター手続細則

2020年10月28日制定

改正 2022年1月26日改正

2023年4月6日改正

2023年12月20日改正

2024年9月24日改正

2024年12月4日改正

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この細則は、東京弁護士会紛争解決センター規則及び紛争解決センター手続規則(以下「手続規則」という。)並びに紛争解決センター手数料規則(以下「手数料規則」という。)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (事務局)

第2条 あっせん・仲裁に関する事務は、東京弁護士会紛争解決センター(以下「本センター」という。)の事務局(以下「事務局」という。)が行う。

2 事務局は、受付事務、呼出し(オンライン期日の通知を含む。)事務、書類等(電磁的記録を含む。以下同じ。)の送付事務、会計及び備付書類等の管理を行う。

#### (備付書類等)

第3条 事務局に次に掲げる書類等を備え付ける。

(1) あっせん人・仲裁人候補者名簿(以下「あっせん人等候補者名簿」という。)

(1)の2 あっせん人補・仲裁人補候補者名簿(以下「あっせん人補等候補者名簿」という。)

(1)の3 養育費ADR検証委員候補者名簿

(2) あっせん・仲裁受理簿

- (3) あっせん手続及び仲裁手続に係る各種書式
  - (4) あっせん・仲裁事件委嘱書
  - (5) あっせん・仲裁事件の報告書
  - (6) 和解契約書写及び仲裁判断書写並びにこれらの送付報告書写
  - (7) 会計帳簿
- (あっせん人等候補者名簿)

第4条 本センターは、あっせん人又は仲裁人(以下「あっせん人等」という。)の候補者を指名し、会長の委嘱を経て、あっせん人等候補者名簿を作成する。

(あっせん人補等候補者名簿)

第4条の2 本センターは、本センターが指定するあっせん人補研修修了者の中から400人以内のあっせん人補又は仲裁人補(以下「あっせん人補等」という。)の候補者を選任し、会長の委嘱を経て、あっせん人補等候補者名簿を作成する。

(養育費ADR検証委員候補者名簿)

第4条の3 本センターは、弁護士会員の中から養育費ADR検証委員候補者を選任し、会長の委嘱を経て、養育費ADR検証委員候補者名簿を作成する。

## 第2章 あっせん仲裁手続

(あっせん・仲裁申立書の記載事項及び提出通数)

第5条 あっせん・仲裁申立書(以下「申立書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人があるときはその氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)及び住所
  - (2) あっせん・仲裁の申立ての趣旨
  - (3) あっせん・仲裁の申立ての理由及び立証方法
- 2 申立書及び証拠書類等の写しの提出通数は、本センター又はあっせん人若しくは仲裁廷の定めるところによる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、養育費ADRから一般あっせん手続等に移行した事件(以下「養育費ADRからの移行事件」という。)においては、「一般あっせん

手続等への移行申請書」をもって、申立書に代えることができる。

(あっせん・仲裁事件の受付)

第6条 あっせん・仲裁申立ての受付時間は、原則として休日、祝祭日を除く毎日午前9時30分から午後4時までとする。

(あっせん人等の選任方法)

第7条 本センターは、当事者による指名がない場合は、事件の特殊性及び緊急性等も考慮して、あっせん人等を選任する。

(書類等の送付等)

第8条 あっせん・仲裁に関する書類等は、当事者の受領書又は受領印と引換えに本センターが直接交付する場合を除き、本センターが申立書記載の当事者の住所又は当事者が特に配達場所として指定した場所に送付し、又は当事者が指定したメールアドレス若しくは本センターが指定したオンライン上のアドレスに送信する。

2 あっせん・仲裁期日(以下オンライン期日を含め「期日」という。)の通知その他あっせん・仲裁手続に必要な事項の通知は、本センターが、口頭、書面その他適宜の方法により行うことができる。

3 書類等の送付及び通知は、あっせん人が選任された後は、あっせん人の指示により、仲裁廷が構成された後は、仲裁廷の指示により、本センターが行うものとする。

(あっせん人等選任等の通知)

第9条 本センターは、あっせん人が選任されあっせん手続が開始されたとき、又は仲裁の申立てを受理したときは、速やかに、あっせん人等の氏名(弁護士であって、職務上の氏名を使用している者の場合には、職務上の氏名をいう。)、期日その他必要な事項を当事者に通知しなければならない。

(答弁書の提出)

第10条 本センターは、あっせんの相手方又は仲裁被申立人に対して、第1回期日までに答弁書を提出することを命ずることができる。

- 2 前項の答弁書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 当事者の氏名又は名称並びに代理人があるときはその氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)及び住所
  - (2) 答弁の趣旨
  - (3) 答弁の理由及び立証方法
- 3 養育費ADRからの移行事件においては、答弁書の提出を求めないものとする。

(期日等の通知)

第11条 本センターは、特別な事情がない限り、遅くともその7日前までに当事者に期日、開催場所又はオンライン期日による場合にはその旨及びその方法を通知しなければならない。

(期日の場所及び時間)

第12条 本センターは期日を弁護士会館(以下「会館」という。)内又はあっせん人若しくは仲裁廷の指定する場所において行う。

- 2 会館内における期日の開催は、休日、祝祭日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に行う。

- 3 必要がある場合は、前項に規定する日時以外に期日を開催することができる。

(オンライン期日の場所及び時間)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、オンライン期日においては、各当事者は、あっせん人又は仲裁廷が相当と認める適宜の場所及び時間において期日に参加することができる。

(手続又は審理)

第13条 あっせん人又は仲裁廷は、期日において、当事者を個別又は同席させて口頭で手続又は審理を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、あっせん人又は仲裁廷は、オンライン期日においては、当事者と個別に又は当事者双方と同時に電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により手続又は審理を行う。

- 3 あっせん人又は仲裁廷は、必要と認める場合には、期日において証拠を調査

し、証人又は鑑定人等を事情聴取し、その他の調査を行うことができる。

- 4 あっせん人又は仲裁廷は、調査を終了したときは、手続又は審理の終了を宣言しなければならない。
- 5 あっせん人又は仲裁廷が手続又は審理の終了を宣言した後であっても、あっせん人又は仲裁廷が必要と認めた場合には、あっせん人又は仲裁廷は手続又は審理を再開することができる。
- 6 あっせん人又は仲裁廷は、本センターが受理した複数の事件につき同一のあっせん人等が選任された場合において、事案又は当事者の共通性その他の事情を勘案し、相当と認めるときは、複数の事件を併合して手続を実施することができる。
- 7 あっせん人又は仲裁廷は、一つの事件で申立人又は相手方が複数である場合において、事案の性質、当事者の希望その他の事情を勘案し、相当と認めるときは、手続を分離することができる。

(調書)

第14条 あっせん人又は仲裁廷は、第1回期日において、当事者の確認を行う。

- 2 あっせん人又は仲裁廷は、期日ごとに期日調書を作成し、これに署名し、及び捺印しなければならない。ただし、オンライン期日にあつては、署名及び捺印を省略することができる。
- 3 前項の期日調書には、開催日時、開催方法(各人の現実の出頭による場合又はオンライン期日による場合の別)、開催場所(オンライン期日の場合は、あっせん人等、各当事者、証人又は鑑定人等が参加した場所)、出頭者(オンライン期日への参加者を含む。)の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)及び手続又は審理事項の概要を記載する。

(仲裁判断書等の送付)

第15条 仲裁判断書写は、当事者に対し次の各号のいずれかの方法により送付する。

- (1) 配達証明付書留郵便

(2) 当事者に対する直接の交付

- 2 前項の規定による送付は、あっせん・仲裁手数料その他仲裁に要する費用全額が支払われた後に行う。
- 3 和解契約書の当事者に対する送付については、前2項を準用する。ただし、手続規則第20条の2の方法により和解契約書を作成した場合は、この限りでない。  
(除斥等の裁定)

第16条 除斥原因があると思われるとき、あっせん人等の忌避の申立てがあるとき及びあっせん人等を解任するときは、本センターは紛争解決センター運営委員会の委員3人による審査会を設置し、その裁定を行う。なお、意見が分かれたときは、多数決によって裁定を決する。

(仲裁人の情報開示)

第17条 手続規則第22条に規定する仲裁人の情報開示は、本センターの定める書式により行う。

### 第3章 申立ての変更、反対請求

(申立ての変更)

第18条 申立人は、あっせんの相手方又は仲裁被申立人の同意を得て、あっせん人又は仲裁廷がその変更を承認した場合には、申立ての変更をすることができる。

(反対請求)

第19条 あっせんの相手方又は仲裁被申立人は、第13条第4項の規定による手続又は審理の終了の宣言前に限り、同一の事件から生じる反対請求の申立てを行うことができる。

- 2 前項の反対請求の申立ては、特別の事情がない限り、申立人の申立てに係るあっせん・仲裁事件と併合して手続を行い、又は審理する。
- 3 第1項の反対請求の申立てについては、第5条第1項、第6条、第8条及び前条の規定を準用する。

### 第4章 あっせん・仲裁手数料

(金額の決定)

第20条 本センターは、あっせん人又は仲裁廷の意見に基づき、あっせん・仲裁期日手数料及びあっせん・仲裁成立手数料の金額を決定する。

2 あっせん人又は仲裁廷は、前項の意見を述べるときは、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

(1) 手数料規則第3条第3項又は第4条第4項の規定による減額又は免除の当否

(2) 手数料規則第4条第2項に規定する場合か否か

(3) 手数料規則第4条第3項の規定による増額又は減額の要否

(あっせん・仲裁手数料決定の通知)

第21条 事務局は前条の規定により決定したあっせん・仲裁手数料について、当事者に対し速やかに、通知し、納付を求める。

## 第5章 その他

(東京弁護士会法律研究部の利用)

第22条 あっせん人等は、東京弁護士会法律研究部に必要事項を照会することができ、法律研究部は照会に応ずるよう努力しなければならない。

(書式の制定等)

第23条 この細則を実施するために必要な書面の書式については、紛争解決センター運営委員会の決議により制定又は改正をすることができる。

## 附 則

1 この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2020年12月17日)から施行する。

2 紛争解決センター手続細則(平成6年6月17日施行)は、廃止する。

附 則(2022年1月26日改正)

第3条第1号の3(新設)、第4条の3(新設)、第5条第3項(新設)及び第10条第3項(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2022年3月17日)から施行する。

附 則(2023年4月6日改正)

第9条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2023年7月13日)から施行する。

附 則(2023年12月20日改正)

第13条第6項(新設)及び第7項(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2024年1月18日)から施行する。

附 則(2024年9月24日改正)

第2条第2項、第3条(見出しを含む。)、第5条第2項並びに第8条の見出し、同条第1項及び第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2025年4月17日)から施行する。

附 則(2024年12月4日改正)

第15条第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2025年1月23日)から施行する。